

令和7年10月8日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月8日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	淀川	3両×20日	奈良	大和郡山	2両×30日
兵庫	南淡	1両×10日 1両×11日	奈良	大和榛原	1両×60日
兵庫	三田	3両×20日	滋賀	秦荘	1両×110日
京都	山科	5両×18日 1両×20日	和歌山	上山路	1両×147日
京都	丹波	3両×31日 1両×33日			

3. 処 分 日

令和7年10月8日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448